

都道府県・政令指定都市名	福岡県
--------------	-----

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	新社会推進部 男女共同参画推進課
担 当 職 員 数	9 名 (専任 9 名、兼任 名)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	福岡県男女共同参画行政推進会議
設置年月日・根拠	昭和 53 年 6 月 23 日 根拠: 福岡県男女共同参画行政推進会議設置要綱
長 の 役 職	知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	福岡県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 14 年 1 月 31 日
構 成 員	20 名 (女性 12 名、男性 8 名)

4 男女共同参画に関する計画

計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 23 年 3 月		
名 称	第2次福岡県男女共同参画計画		
改定・見直しの予定時期	平成 23 年 4 月 1 日		← 未定の場合は○をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	福岡県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成 13 年 10 月 19 日
	施 行 日	平成 13 年 10 月 19 日
	改 正 日	平成 年 月 日
無の場合 ※どちらかに○をつけてください。	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期:平成 年 月	
制定等について検討中(あれば、具体的に)		
特に検討していない		

調査時点コード 1 平成20年4月1日 2 平成20年5月1日 3 その他:平成19年4月1日

6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	22 年度まで 40 %	年度まで %	年度まで %
根 拠	審議会等委員への女性の登用推進実施要領 (H18. 4. 1改正)		
対象となる審議会等の範囲	附属機関及び要綱等に基づき設置された協議会等		
目標の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数(97)	うち女性委員を含む審議会等数(96)
		延総委員等数(1460)	延女性委員等数(555) 女性比率(38.0)
うち法律または政令に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数(26)	うち女性委員を含む審議会等数(26)
		延総委員等数(432)	延女性委員等数(153) 女性比率(35.4)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード 1	審議会等数(36)	うち女性委員を含む審議会等数(34)
		延総委員等数(1041)	延女性委員等数(306) 女性比率(29.4)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 1	委員会等数(9)	うち女性委員を含む審議会等数(5)
		延総委員等数(89)	延女性委員等数(12) 女性比率(13.5)
目標値以外の目標設定	無		
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 ○ (公表 ○ ・非公表) ・ 無 ・ 作成予定有	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	88 人 (平成 20 年 3 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 有 ○ ・ 無 委員の公募 有 ○ ・ 無 その他(審議会等委員への登用推進実施要領に基づく事前協議の実施)	

(*) 平成20年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

調査時点コード	1	平成20年4月1日	2	平成20年5月1日	3	その他:平成 年 月 日
---------	---	-----------	---	-----------	---	--------------

7 女性公務員の採用・登用状況

(1)管理職の在職状況

調査時点コード 1

		管理職総数			女性管理職の内訳		
		(人) (A)	うち女性管理職 数 (人) (B) = (C+D+E)	女性比率 (%) (B/A)	部局長クラス (人) (C)	次長クラス (人) (D)	課長クラス (人) (E)
本庁	計	526	19	3.6	1	2	16
	うち一般行政職	357	15	4.2	1	2	12
支庁・地方 事務所	計	453	12	2.6		1	11
	うち一般行政職	289	5	1.7			5
再掲	警察本部	280	0	0.0			0
	教育委員会	118	6	5.1			6

(2)女性公務員の採用状況

平成19年4月1日～20年3月31日

	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
上 級	453	63	13.9
うち 警察本部	379	35	9.2
中 級	43	31	72.1
うち 警察本部	19	13	68.4
初 級	215	27	12.6
うち 警察本部	186	18	9.7

(3)女性採用・登用のための措置

※実施しているものに○をつけてください。

1. 女性の採用目標の設定	具体的目標()
2. 女性の管理職登用目標の設定	具体的目標()
3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定	
4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置	
5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置	
6. その他(内容:)	

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名称	福岡県男女共同参画センター		(単独施設 <input type="checkbox"/> ・ 複合施設 <input checked="" type="checkbox"/>)	
愛称(通称・俗称)	あすばる			
設置年月日	平成 8 年 11 月 22 日			
所在地等	郵便番号	816-0804		
	住所	春日市原町3丁目1番地の7		
	電話番号	092-584-3739		
	ホームページ	http://www.asubaru.or.jp/top.htm		
管理・運営主体 ※1～3について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理	直営(担当部局名:)		
		○ 指定管理者(名称: 財団法人 福岡県地域福祉財団)		
		○ その他()		
	2. 事業運営	直営(担当部局名:)		
		指定管理者(名称:)		
		○ その他(財団法人 福岡県女性財団)		
	3. その他	直営(担当部局名:)		
		指定管理者(名称:)		
		○ その他()		
職員数	常勤 12 人、	非常勤 4 人	予算額	平成20年度 120,727 千円
主な事業 (男女共同参画・女性に関するもの)	* 実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。			
	○ 1. 広報啓発(主な事項:)			
	○ 2. 講座(主な事項:)			
	○ 3. 相談事業(主な事項:)			
	○ 4. 情報収集・提供(主な事項:)			
	○ 5. 苦情処理(主な事項:)			
	○ 6. 交流促進(主な事項:)			
	○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:)			
	○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:)			
	○ 9. 調査研究(主な事項:)			
	○ 10. その他(主な事項:)			

14 平成20年度実施予定事業 ※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。

実施予定事業の内容		上記の事業内容を記入してください。欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。	
名 称	事業内容 等	参加予定者数	時 期
1. 委員会・懇話会 ・福岡県男女共同参画審議会	県の施策に対する意見、重要事項の調査審議等	20人	年3回
2. 広報啓発 ・男女共同参画白書の作成 ・あすばる男女共同参画フォーラム ・女性に対する暴力防止に関する広報	男女共同参画の推進状況、施策に関する報告 講演・発表活動 新聞広告等	3,700人	1月頃 11月 11月頃
3. 講座 ・トップリーダー啓発事業 ・暴力防止研修会	各種団体のトップリーダーが集まる研修会等に講師を派遣 民生委員に対する暴力防止に関する研修の実施		年38回予定 10月～12月
4. 相談事業 ・男女共同参画センター相談事業	総合相談、専門相談等		通年
5. 情報収集・提供 ・男女共同参画地域づくり事業 ・市町村担当課長会議の開催 ・市町村担当者会議の開催 ・配偶者からの暴力防止対策連絡会議	協働事業の実施 機関連携のあり方等協議		通年 5月 秋頃 秋頃
6. 苦情処理			
7. 交流促進			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
9. 国際交流・海外派遣事業 ・女性研修の翼	訪問先 スイス・ベルギー	20人	10月
10. 調査研究			
11. その他 ・男女共同参画の日記念事業 ・女性に対する暴力防止シンポジウム ・女性に対する暴力防止街頭キャンペーン	男女共同参画の推進に顕著な功績があった企業、団体、個人の表彰を行う 講演 婦人相談員等による啓発資料の配布	1,000人 200人	11月 11月 11月

都道府県名 **福岡県**

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成20年4月1日現在 平成20年5月1日現在 その他:平成 年 月 日現在

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事 ※該当する方に○をつけてください	女性	<input checked="" type="radio"/> 男性	任期:平成	19	年	4	月	23	日	~	23	年	4	月	22	日
副知事	3名(女性1名、男性2名)															

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成20年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、20年3月に内閣府が把握したもの

	審議会等名(現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1	都道府県防災会議	47	1	2.1	
2	国土利用計画地方審議会	17	6	35.3	
3	土地利用審査会	7	3	42.9	
4	都道府県交通安全対策会議	22	1	4.5	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入し、この欄は空欄とする。併せて備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	35	13	37.1	
7	精神医療審査会	20	5	25.0	
8	都道府県生活衛生適正化審議会	17	7	41.2	
9	都道府県医療審議会	29	9	31.0	
10	准看護師試験委員	20	10	50.0	
11	麻薬中毒審査会	5	2	40.0	
12	地方社会福祉審議会	36	13	36.1	
13	地方障害者施策推進協議会	23	7	30.4	
14	国民健康保険審査会	9	4	44.4	
15	都道府県農業共済保険審査会	7	3	42.9	
16	都道府県森林審議会	15	6	40.0	
17	都道府県建設工事紛争審査会	11	2	18.2	
18	建築審査会	7	2	28.6	
19	都道府県建築士審査会	8	2	25.0	
20	都道府県都市計画審議会	28	3	10.7	
21	開発審査会	7	3	42.9	
22	私立学校審議会	13	3	23.1	
23	石油コンビナート等防災本部	34	0	0.0	
×	24 公害健康被害認定審査会				
×	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	26 都道府県児童福祉審議会				12と統合
27	地方港湾審議会	25	5	20.0	
×	28 土地区画整理審議会				
29	教科用図書選定審議会	20	11	55.0	
30	スポーツ振興審議会	20	7	35.0	
31	介護保険審査会	27	13	48.1	
32	道府県固定資産評価審議会	11	2	18.2	
33	感染症審査協議会	40	14	35.0	
34	警察署協議会	403	133	33.0	
35	土地収用事業認定審議会	6	2	33.3	
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	3	60.0	
37	国民保護協議会	40	2	5.0	
38	地方独立行政法人評価委員会	6	2	33.3	
×	39 市街地再開発審査会				
40	都道府県職員委員会	5	0	0.0	
41	市町村合併推進審議会	7	3	42.9	
×	42 自然再生協議会				
×	43 公益法人等認定審議会				
44	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
合 計		1041	306	29.4	

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会、委員名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)
1	教育委員会	6	2	33.3
2	選挙管理委員会	4	0	0.0
3	人事委員会	3	0	0.0
4	監査委員	4	0	0.0
5	公安委員会	5	0	0.0
6	都道府県労働委員会	21	4	19.0
7	収用委員会	7	2	28.6
8	海区漁業調整委員会	29	2	6.9
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0
合 計		89	12	13.5